

## 事例1：先輩隊員による不適切な指導

### 【概要】

先輩隊員Aは、後輩隊員Bの日頃の勤務態度に腹を立て、顔面を平手打ちし、左耳の鼓膜を傷つけるけがを負わせ、停職の懲戒処分となりました。



- ※ 暴行に起因する後遺障害が発生し、民事訴訟に発展した場合  
相手に後遺障害が残った場合、「傷害部分」と「後遺障害部分」でそれぞれ慰謝料を請求される可能性があります。  
仮に片耳が全く聞こえなくなった場合、障害等級9級に該当し、下表の損害賠償が認められた場合、3000万円以上の請求となる可能性があります。

傷害部分	通院治療費	数万～数十万円
	通院交通費	数万円
	休業損害	数万～数十万円
	入院（傷害）慰謝料	数百万円
後遺障害部分	逸失利益（不法行為がなければ得られたはずの利益）	25歳、年収400万円の人が障害等級9級と認定された場合 約2440万円
	後遺障害慰謝料（障害等級に応じた慰謝料）	障害等級9級の場合：約690万円

### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
後輩に対する傷害行為	刑法第204条（傷害罪）
一連の不適切な指導（顔を平手打ち）	自衛隊法施行規則第57条第1項第6号（隊員の遵守事項：部下隊員の虐待禁止）

## 事例2：複数の上司による適切な指導の範囲を超えた行為

### 【概要】

3尉に昇任したばかりで仕事に不慣れな隊員Aが、勤務する艦内で自殺しました。隊員Aは周囲の上司から次のような言動を受けていました。

指揮官B：「なんで言われたことができないんだ。」

上司C：「こんなこともできないのか。」

「日本語が通じないなら英語で言う。」

直属上司D：「こっちに来るな。あっちへ行け。」と罵声を浴びせる。

他の幹部がいる前で約40分間も大声で叱責。

休日出勤の強要等

これらの言動は、隊員から上級部隊への通報があって明らかになり、調査の結果、隊員Aの自殺の原因と認定されました。指揮官Bは停職30日、上司C及びDは、それぞれ停職20日の懲戒処分となりました。



### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
部下に対する一連の適切な範囲を超えた行動(言動)	自衛隊法施行規則第57条第1項第6号(隊員の遵守事項：部下隊員の虐待禁止)

### 事例3：先輩隊員によるいじめ及び上司の指導監督義務違反

#### 【概要】

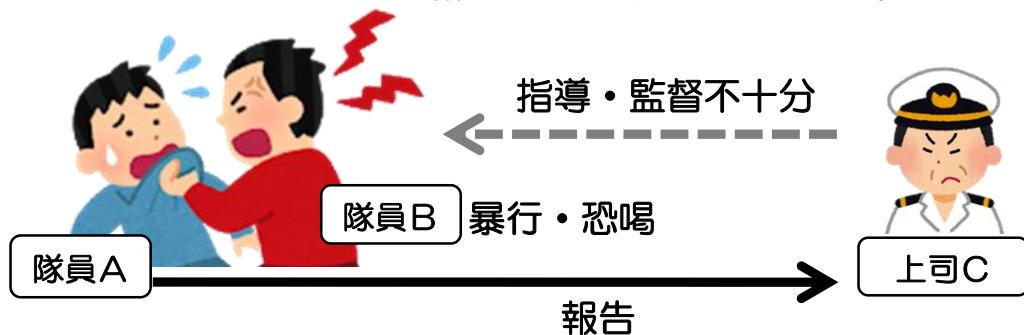
隊員Aが駅ホームから通過電車に飛び込み、自殺しました。

当該隊員の遺族が、隊員Aの自殺の原因は、先輩隊員Bによる暴行及び恐喝であり、上司隊員らにも安全配慮義務違反があったとして、損害賠償請求訴訟を起こしました。

裁判の結果、隊員Bは、隊員Aに対し平手や拳で顔や頭を殴打し、エアガンでプラスチック弾を撃ち込む等の暴行を加え、更にアダルトビデオの売買代金名目に金銭を要求し受領した恐喝について、不法行為責任を負うことになりました。

一方、上司Cは、隊員Aから隊員Bの暴行について報告を受けていたにもかかわらず、隊員Bに対して指導を行ったり、上司に報告する等の措置を講じていないことなどから、隊員Aの自殺を予見可能であり、暴行・恐喝及び指導監督義務違反と自殺との間に相当の因果関係があるとして国及び隊員Bに連帯して約7330万円と遅延損害金の賠償が命じられました。

なお、隊員Bは刑事訴訟においては懲役2年6月、執行猶予4年の有罪判決を受けるとともに、免職の懲戒処分となりました。



#### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
後輩隊員に対する暴行及び恐喝	刑法第208条（暴行罪）、第249条（恐喝）
	民法第709条（不法行為による損害賠償）
上司の指導監督義務違反	国家賠償法第1条第1項 （公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた）